

平成 26 年 8 月 1 1 日

野々市市長 栗 貴 章 様

野々市市まちづくり基本条例策定委員会
委員長 藤 田 雅 顯

野々市市まちづくり基本条例策定に係る提言書

野々市市まちづくり条例策定委員会では、昨年 1 1 月以来 1 4 回の委員会を開催し、まちづくり基本条例案について検討してまいりました。

委員会では、条例策定の意義と目的、まちづくりの課題、市民・議会・行政の役割と責務、条例における野々市らしさとは何か、などそれぞれの委員の視点から意見を出し合い、ワークショップなどの手法を経て条例の素材づくりに取り組んでまいりました。

4 月からは市内の「市民協働ワーキンググループ」も加えて条例に盛り込む事項の検討を行い、実際の条文案づくりに着手しているところです。

このたび、条例策定に係る提言をとりまとめましたので提案いたします。

1 条例づくりの指針

まちづくり基本条例は次のことに留意して策定すること。

- ・みんなが野々市を好きになるような条例とすること。
- ・読んだだけで野々市とわかる、野々市らしさ、若さのある条例とすること。
- ・市民の言葉でわかりやすく、市民みんなに伝わる条例とすること。

2 条例で目指すまちの姿

条例ができることによって次のようなまちになることを目指す。

- ・みんなが大好きでずっと自慢できるまち
- ・市民がまちづくり活動をしやすいまち
- ・住んでいる人が仲良く助け合えるまち
- ・市民・議会・行政が連携しやすいまち

3 条例の骨子

条例には、別紙のような内容を盛り込むこと。

前文

野々市の歴史や条例の基本的な考え方などを盛り込みます。

第1章 総則

総則では、野々市の目指すまちづくりの基本理念を定めます。具体的には、本条例の目的、本条例の定める内容を理解するために必要となる用語の定義、他の条例・規則との位置関係などを盛り込みます。

第2章 まちづくりの主体の役割と責務

第2章では、野々市市のまちづくりの担い手となる「市民」「議会」「行政」それぞれの役割と責務について定めます。

第3章 自発的な活動

第3章では、野々市市のまちづくりは、市民の自発性を基本とすることを明らかにします。さらに、「市民・議会・行政の連携」や「人材育成」の促進を通じて、協働のまちづくりを目指すことを盛り込みます。

第4章 情報の共有

第4章では、前章で定めた協働のまちづくりを推進するために「情報の共有」が重要であることを盛り込みます。そのために、積極的な情報発信と情報収集、さらに情報共有のしくみづくりについて定めます。

第5章 話し合いの場と決め方

第5章では、第3章で定めた協働のまちづくりを推進するために、市政運営の様々な場面において広く市民が参加し、意見を出し合う場をつくることを定めます。

第6章 見直し・委任事項

第6章では、条例の検証及び見直しを定期的に行うことを盛り込みます。また、条例が確実に推進されるように、具体的な実践に努めること、委任事項について定めます。

附則

施行時期